

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

## I 現状

### (1) 地域の災害リスク

#### 1) 現状

鹿嶋市は、茨城県東南部に位置し、首都東京へは約80km、県都水戸市及び筑波研究学園都市へは約50kmという距離にある。鹿嶋－東京間は、JR鹿島線、東関東自動車道（東関東道）でいずれも約2時間程度で移動することができ、また、空の玄関である成田国際空港とは東関東道で約30分、茨城空港とは車で約1時間の距離で結ばれている。

市の東側は太平洋の鹿島灘、西側は北浦を望み、中央部は海拔約40mの鹿島台地、低地部は田園地帯や鹿島港と連携した工業地帯が広がっている。

面積は106.04km<sup>2</sup>で、鹿島灘沖を流れる海流の影響を受け、一年を通じて温暖な海洋性の気候に恵まれている。

図－1 鹿嶋市の位置図



出典：鹿嶋市作成資料

#### 2) 想定される地域の災害

##### ①地震

茨城県は、平成28年度から30年度にかけて、最新の人口分布や建物分布状況、インフラの整備状況などを反映した、茨城県における首都直下型地震等のきめ細かな被害想定について、国の被害想定と整合を図りながら実施するとともに、東北地方太平洋沖地震後に茨城県において検討した津波浸水想定に基づく被害を想定することにより、茨城県の地震想定の見直しを約20年ぶりに実施した。

茨城県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、下表にある地震が設定された。

市に被害を及ぼすと考えられる想定地震は、大きく分けて4つの想定がされている。1

つ目は、No.1、No.2 首都直下のMw※7.3の地震規模で、特に県南部地域に影響があり、市では震度5強が想定されている。2つ目は、No.3、No.4 県北部の活断層による地震による、Mw7.0～7.1の地震規模で、市では震度4が想定されている。3つ目は、No.5、No.6 太平洋プレート内で起こる地震による、Mw7.5の地震規模で、市では震度6弱が想定されている。4つ目は、No.7 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震による、Mw8.4の地震規模で、市では震度6強が想定されている。

また、地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で70%以上の確率で発生すると考えられている。

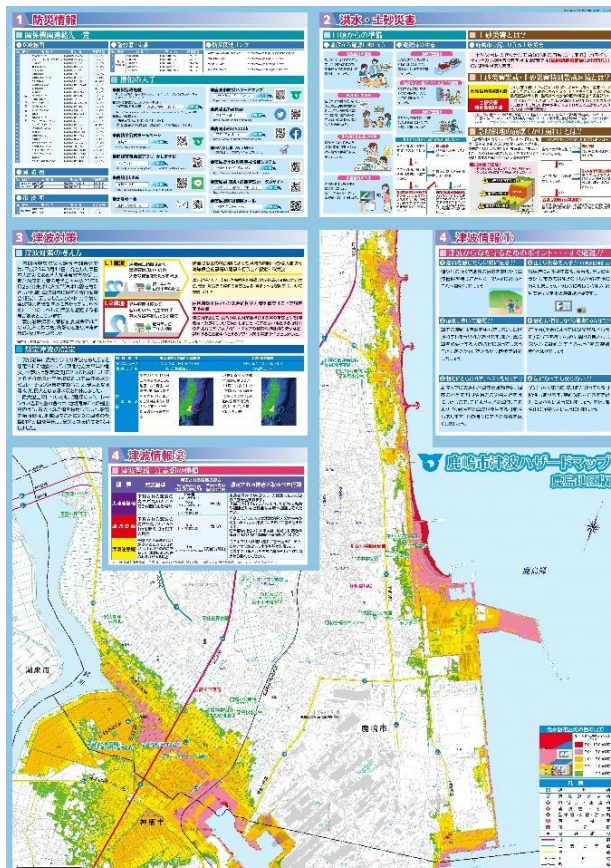
想定地震とその概要

No	地震名	地震規模	想定の見点	地震動評価法	参考モデル
1	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	詳細法	内閣府(2013)
2	茨城県・埼玉県境の地震 (茨城県埼玉県境)	Mw7.3			内閣府(2013)
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 (F1断層)	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害		原子力規制委員会審査会合資料など
4	棚倉破砕帯縁断層、同西縁断層の連動による地震 (棚倉破砕帯)	Mw7.0			
5	太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート(北部))	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害		
6	太平洋プレート内の地震(南部) (太平洋プレート(南部))	Mw7.5			
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	Mw8.4	津波による被害	簡便法	茨城県(2012)

出典：鹿嶋市地域防災計画

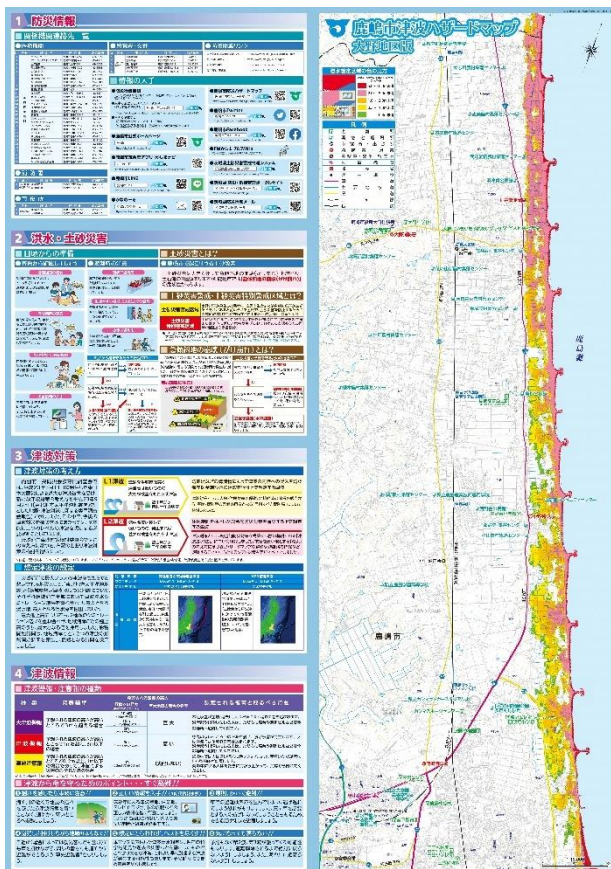
## ②津波

茨城沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される地震として、「東北地方太平洋沖地震」と「茨城県想定津波」の2つの地震について、それぞれ茨城沿岸全域において津波浸水シミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を抽出することにより、津波の被害を想定した。その被害想定を基にした鹿嶋市ハザードマップによると、太平洋沿岸部では、大小志崎地区から平井地区まで最大10mの津波被害が、内陸においても谷原地区・長栖地区などの低地でも5m程度の被害が想定されている。



津波浸水想定（鹿嶋地区）

出典：鹿嶋市津波ハザードマップ



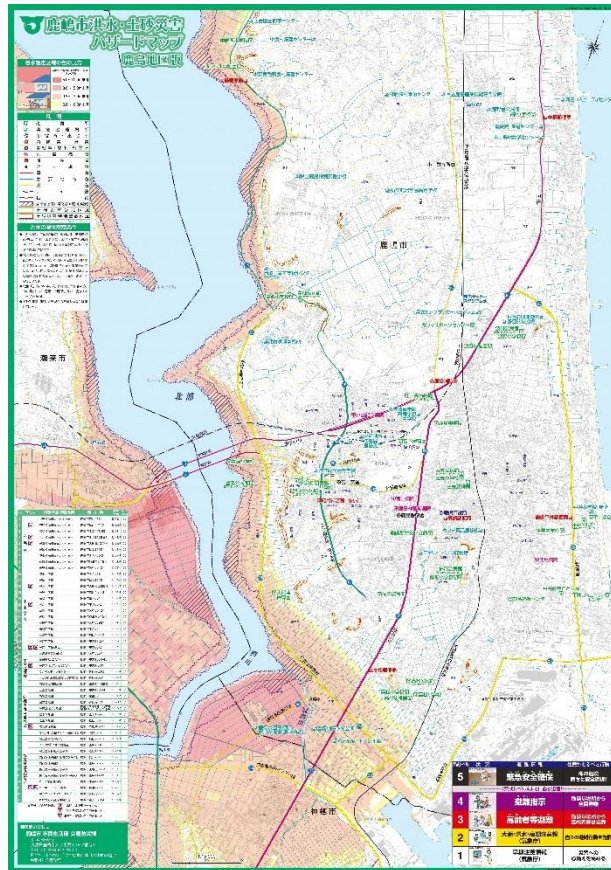
津波浸水想定（大野地区）

出典：鹿嶋市津波ハザードマップ

### ③風水害

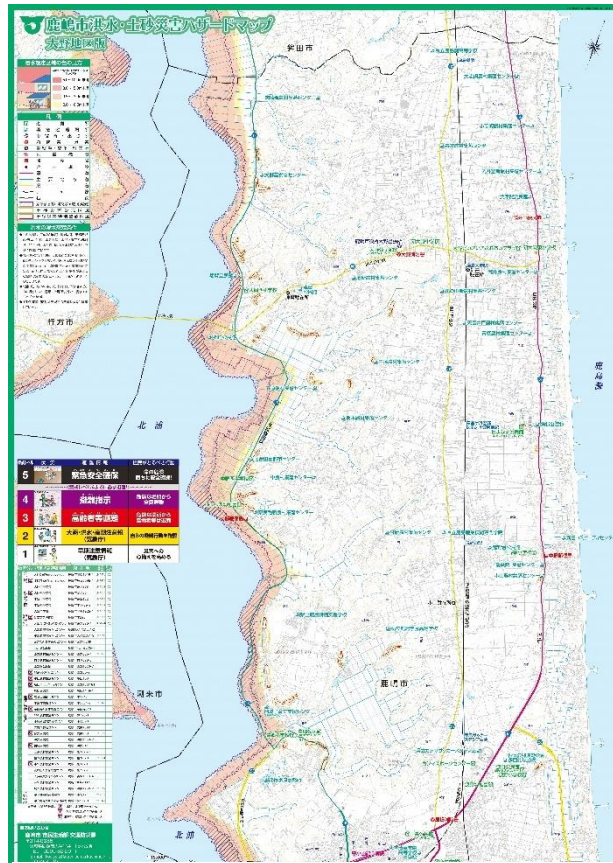
台風や大雨による家屋、農業用施設（ビニールハウス）の倒壊、破損や倒木による停電及び河川の氾濫、低地での浸水等の被害が想定されており、特に、洪水に関しては、鹿嶋市ハザードマップより鰐川地区では最大5m程度の被害、北浦・掘割川沿岸部では0.5～3m程度の被害が想定されている。

続いて、がけ崩れ災害として、本市は関東ローム層に覆われた標高30～40mの概ね平坦な台地で、周縁は急傾斜のがけになっている。このため、長雨が続きと土砂の流出によるがけ崩れの被害が想定されている。



洪水・土砂想定（鹿嶋地区）

出典：鹿嶋市洪水・土砂災害ハザードマップ



洪水・土砂想定（大野地区） 出典：鹿嶋市洪水・土砂災害ハザードマップ

#### ④感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等により市内の経済活動の低迷が懸念される。

### (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,726人
- ・小規模事業者数 1,346人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	390	362	市内に広く分散している
	製造業	135	98	市内に広く分散している
	卸・小売業	577	338	市内に広く分散している
	飲食・宿泊業	338	324	市内に広く分散している
	サービス業	248	204	市内に広く分散している
	その他	38	20	市内に広く分散している

出典：28年経済センサス

### (3) これまでの取組

#### 1) 当市の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・鹿嶋市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・鹿嶋市新型コロナウイルス感染症に伴う支援策（協力金、補助金、緊急融資等）
- ・地域防災計画、鹿嶋市防災会議による防災計画の推進
- ・佐賀県鹿島市、鳥栖市、青森県五所川原市及び和歌山県海南市との災害時協力協定
- ・防災無線等による情報伝達体制の構築、防災用資機材の設置及び分散備蓄
- ・避難地・避難所・救護所の指定及び設置
- ・津波避難ビルの指定、津波避難タワー、津波避難誘導標識等の整備
- ・土砂災害防止対策（土砂災害危険箇所の整備等）
- ・総合防災訓練、津波避難訓練等の実施
- ・自主防災組織の活性化と住民の防災意識啓発を目的とした市政出前講座の開催
- ・鹿嶋市防災マップ、洪水ハザードマップ、津波避難マップ等作成/配布
- ・自主防災組織及び自主防災連絡会の組織
- ・防災技能者の育成
- ・防災資機材購入等に係る助成

#### <感染症対策関係>

- ・「鹿嶋市新型インフルエンザ等対策本部」の設置、運営及びこれに沿った各種対策の実施
- ・「鹿嶋市医療関係者連絡協議会」及び「鹿嶋市新型インフルエンザ等医療専門家会議」の開催

#### 2) 当会の取組

##### (自然災害)

- ・事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）（以下、事業者BCPとする。）に関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進
- ・BCPの策定や見直しをする際の専門家派遣制度、防災・減災への取り組みに関する融資制度等、国や県の支援施策について、郵送・窓口相談等により周知している。
- ・BCP策定支援実績豊富な専門家による、BCPの必要性や基礎知識に関するセミナーの開催。
- ・東京海上日動火災保険(株)と連携し、災害時に備える会員向け保険制度への加入促進に取り組んでいる。
- ・緊急用備品リスト（危機管理マニュアルP15参照）に基づき、災害発生時に必要な緊急用品等を備蓄するとともに、定期的に中身を点検し、緊急事態に使用できるよう維持管理に努めている。

##### (感染症)

- ・相談窓口の設置、緊急融資相談会、事業者への影響調査、イベントの中止/延期
- ・茨城県商工会連合会、鹿嶋市と連携した感染拡大防止に向けた情報提供

##### 【相談窓口の開設】

- ・資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業要請への対応など関連

する施策の情報提供を行っている。

#### 【緊急融資相談会】

- ・同感染症の感染拡大により売上の大幅な減少を余儀なくされた事業者を対象に、日本政策金融公庫とともに融資相談会を開催。

#### 【お店応援プロジェクト】

- ・イベント中止や来店客減少といった需要の急減により影響を受ける商工業者を対象に、売り上げ回復・販路の確保を目的とした地元ラジオでのお店紹介を実施した。
- ・月刊かすす（神栖・鹿嶋・潮来（一部）地域密着情報誌）とコラボで特別版【特産品ギフト推進事業】を作成し配布した。

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、災害復旧への備えとなる保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

#### （商工会の課題）

- ・鹿嶋市と鹿嶋市商工会における災害時の取組は、「鹿嶋市地域防災計画」に協力項目として、被害調査に関すること・物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること・融資希望者のとりまとめ、あっせんに関すること規定されているが、その具体的な協力体制や対応に関するマニュアルが整備されていない。
- ・BCPに沿った緊急対応のトレーニングが十分になされていないため、緊急対応の知識・行動を職員に周知・教育できていない。
- ・当会には、有事の際の防災経験および訓練自体の経験が少ない職員も在籍しており、今後はハザードマップの把握をはじめとする危機管理に関する情報収集、防災意識の高揚が急務である。
- ・感染症リスクを考慮するとテレワークや遠隔地とのやりとりにおけるオンライン会議等の仕組みづくりが必要である。
- ・職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

#### （管内事業者の課題）

- ・管内事業者のBCPあるいは事業継続力強化計画の策定件数が十分ではなく、啓発活動の強化が必要である。
- ・事業者に向けて、地域の災害リスクに関しての周知が不足している。
- ・管内事業者には小規模事業者（特に家族のみで経営している事業者）が多く、BCPへの関心が低く、BCPに取組む意識も薄く優先順位も高くないため、防災・減災・復旧対策が不十分。
- ・当会の事業者に対する支援においても事業計画策定支援や販路開拓支援が中心になっておりBCPに関する支援は少なく支援の比重も低いため、BCPのメリットや必要性について事業者にも周知が進んでおらず、BCPの策定支援まで繋がっていない。
- ・新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一斉休業や営業停止に追い込まれるリスクがある。感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要がある。

### Ⅲ 目標

- 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と各市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

- 小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
  - 事業継続力強化計画認定 20 社
  - 各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 50 社  
（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）

#### （自然災害）

- 発災時における情報共有を円滑に行うため、商工会と県や市との被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内及び関係機関との連携体制を平時から構築する。

#### （感染症）

- また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- 行政（国・県・市）や全国商工会連合会からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- 情報の収集、提供に当たっては、オンライン会議などを有効に活用する。
- 緊急の支援策などの重要な情報を迅速に広く広報する。
- 中小企業・小規模企業がパニックに陥ることのないよう冷静な行動を促す。
- 組織として対応できるよう、日頃から知識を共有する等の措置を講じる。
- 当所内に感染者が発生した場合についての対応や手続き（保健所への報告（連絡先は危機管理マニュアル P7 参照）当会館の消毒や閉館の考え方）について、あらかじめ【鹿嶋市商工会館ご利用に関する注意事項】に盛り込む。
- 館内の感染予防対策を行った上での来客者対応、オンライン会議等を活用した相談窓口体制など感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。
- 感染症発生時には、専門的な知見を有する保健所などの行政機関や日本商工会議所と緊密な連携をとり、感染症に対する正しい知識や感染防止策等の周知に努める。

#### ※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。



(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

( 令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日 )

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

**< 1. 事前の対策 >**

令和4年に策定した「危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

**1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知**

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
  
- ・ 経営指導員等が巡回にて管内小規模事業者を訪問し、茨城県防災アプリやハザードマップチラシ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災への意識を高める。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP策定による実効性のある取組みの推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、下記事業を行う。
  - 経営指導員等を対象としたBCP策定支援研修
  - 小規模事業者を対象としたBCP策定セミナー
  - 小規模事業者を対象とした個別支援（専門家派遣・相談会）
  - 小規模事業者・中小事業者を対象としたリスクマネジメントセミナー
  - 小規模事業者・中小事業者を対象とした対象業種別部会を通じたセミナー

## 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

当会は、令和4年に事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

## 3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進等について連携して実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

## 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援の進捗につき、経営指導員が巡回窓口等で確認し随時必要な場合には、専門家を交えるなどフォローを行う。
- ・（仮称）鹿嶋市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・避難訓練、安否確認訓練、事業継続に係るバックアップの手順確認
- ・自然災害（マグニチュード9.0の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

### I. 大規模自然災害

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

#### 1) 応急対策の方針決定

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・商工会災害対応システム等（危機管理マニュアルP29参照）を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況；家屋被害、道路状況等を両者で共有する。

#### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に当市・県連と情報共有する。  
(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談窓口の設置</li> <li>②被害調査</li> <li>③経営課題把握</li> <li>④復興支援業務</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談窓口の設置</li> <li>②被害調査</li> <li>③経営課題把握</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

### 3) 被害情報の共有

本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヵ月	1週間に2回共有する
1ヵ月以降	1週間に1回共有する

## II. 感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

### 1) 管内事業者に対するリスクの周知

・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

### 2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

### 3) 被害情報の共有

- ・当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

#### ※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和4年12月現在)	
<b>(1) 実施体制</b>	
(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
<pre>graph TD; A[鹿嶋市商工会 事務局長] --- B[鹿嶋市商工会 法定経営指導員]; C[鹿嶋市 経済振興部長] --- D[鹿嶋市 商工観光課]; B --- E[鹿嶋市 商工観光課]; E --- C; E --- D; linkStyle 2 stroke-width:2px; linkStyle 2 stroke:#000; linkStyle 2 label:連携; linkStyle 3 stroke-width:2px; linkStyle 3 stroke:#000; linkStyle 3 label:連携調整;</pre>	
<b>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</b>	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 茂木 淳 (連絡先は後述(3)①参照)	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う	
・本計画の具体的な取組の企画や実行	
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)	
<b>(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先</b>	
①商工会 鹿嶋市商工会 経営支援課 〒314-0031 茨城県鹿嶋市宮中2-1-34 TEL: 0299-82-1919 / FAX: 0299-82-9401 E-mail: <a href="mailto:shokokai@sopia.or.jp">shokokai@sopia.or.jp</a>	
②関係市町村 鹿嶋市役所 商工観光課 〒314-8655 茨城県鹿嶋市平井1187-1 TEL: 0299-82-2911 / FAX: 0299-84-1213 E-mail: <a href="mailto:syoukou1@city.ibaraki-kashima.lg.jp">syoukou1@city.ibaraki-kashima.lg.jp</a>	
※ その他	
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、鹿嶋市補助金、茨城県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等